

農用地利用集積等促進計画の認可の公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告する。

当該認可に係る農用地利用集積等促進計画は、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

令和7年1月17日

島根県知事 丸山達也

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理権の設定を行う者		賃貸借の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山本 満寿子	浜田市	浜田市三隅町芦谷250番 外4筆

(2) 賃貸借の設定等を受ける者		賃貸借の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
佐々木 正志	浜田市	浜田市三隅町芦谷250番 外4筆

2 認可年月日

令和7年1月17日